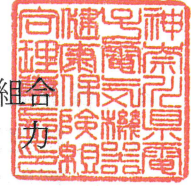


事業主様

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤田



令和5年度健康保険事業の概要について（お知らせ）

平素より、健康保険事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本年2月21日に開催された第114回組合会において、令和5年度事業計画及び収入支出予算が議決されましたので、事業の概要についてお知らせいたします。

記

1. 令和5年度事業概要

健康保険組合財政において、一般勘定（健康保険料）については、医療費負担と高齢者医療制度にともなう支援金等の負担が重く、令和5年度予算においても総予算の90.3%、健康保険料収入の96.7%を保険給付費（医療費）と高齢者医療制度による支援金等で占める予算となりました。

そのような中で積立金の現状及び今後の財政運営見通しから、保険料負担については、令和5年度も前年度と同率での運営をおこなうこととされました。

引き続き厳しい財政運営で令和5年度事業を実施することになりますが、効率的な事業運営に努めてまいりますので、事業主様、組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2. 健康保険料および介護保険料の料率について（変更無し）

(1) 健康保険料率 : 92.00/1,000

【保険料率の内訳】

	保険料率	保険料の用途
① 基本保険料率	49.87/1,000	健康保険の給付や保健事業の実施に充てるための保険料
② 特定保険料率	40.83/1,000	高齢者医療制度への納付金や支援金に充てるための保険料
③ 調整保険料率	1.30/1,000	全国の健康保険組合が共同で行っている交付金事業の財源に充てられるため、各健康保険組合が拠出する保険料

(2) 介護保険料率 : 19.00/1,000

3. 任意継続被保険者にかかる標準報酬月額上限について（変更なし）

任意継続被保険者につきましては、健康保険法第47条第1項第2号による標準報酬月額上限（38万円）の改定はございません。

4. 保健事業について

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業について

補助額等に変更ございません。

被扶養者の方への特定健康診査受診券の送付は4月中旬を予定しています。

(2) 疾病予防事業について（改正あり）

①インフルエンザ予防接種補助額の見直し（令和5年4月1日施行）

補助限度額を4,000円に引き上げ（現行3,500円）

②健康診査の補助にかかる対象範囲の見直し（令和5年4月1日施行）

被保険者については年齢制限が撤廃（現行は満35歳以上）

被扶養者については満20歳以上に拡大（現行は満35歳以上）

③各種健康診断等（人間ドック等含む）の補助額に変更はございません。

④補助金付家庭用常備薬あっせんについて、令和5年度も実施いたします。

実施時期につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

(3) 人間ドック契約健診機関について

令和4年度に契約をおこなっていた健診機関については、引き続き契約をおこなうこととしております。契約金額等は現在調整中のため、詳細が確定次第お知らせいたします。

(4) 体育奨励事業

契約施設等についての補助額は、契約施設の基本料金等の変更が予定されていますので、3月下旬に利用券送付の際、利用料金等をお知らせいたします。

ヘルシーウォーキング大会は令和5年度も実施する予定としております。

(5) ジェネリック医薬品負担軽減額通知等の実施について

生活習慣病等により服薬をされている方に、ジェネリック医薬品を利用した場合の負担額軽減される金額、薬剤名等をご本人様にお知らせいたします。

また、薬の処方が多く、リスクの高い方にポリファーマシー対策通知で処方の内容をご本人様にお知らせいたします。

5. その他

各種制度の詳細につきましては、3月下旬にお知らせする予定です。

また、当組合ホームページでもご案内いたします。（令和5年4月1日以降、ホームページは順次更新を予定）